

## G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会規約変更

## 1 改正理由

茨城県の令和 5 年度組織改正において、G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合（令和 5 年 12 月 8 日～10 日開催）に向けた開催支援等の推進体制を強化するため、営業戦略部国際観光課内の G 7 大臣会合推進室を課と同じ位置づけに格上げすることから、事務局についても合わせて改正をしようとするもの。

## 2 新旧対照表 参考 全文 資料 1

新	旧
(事務局) 第 12 条 協議会の事務を処理するため、茨城県営業戦略部 <u>G 7 大臣会合推進室内</u> に事務局を置く。	(事務局) 第 12 条 協議会の事務を処理するため、茨城県営業戦略部 <u>国際観光課内</u> に事務局を置く。

## 3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日（茨城県組織改正と同日）

## G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、2023年に茨城県水戸市で開催されるG 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成功を期するため、官民連携した茨城県全体の受け入れ体制を確立し、支援・協力を行うとともに、心のこもったおもてなしの提供や、大臣会合の機会を捉えて、茨城及び水戸の魅力を発信し、本県の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大臣会合に対する支援、協力及び受け入れに向けた準備の推進に関すること
- (2) 各国の要人等へのおもてなしに関すること
- (3) 茨城の様々な魅力発信に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる職にある者を委員として構成する。

- 2 会長は、必要と認めるとき、協議会に新たな委員を参加させることができる。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 監事 2名以内
- 2 会長は、茨城県知事とする。
  - 3 副会長は、水戸市長及び茨城県副知事とする。
  - 4 監事は、総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、協議会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(顧問及び参与)

第8条 会長は、必要に応じて協議会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、会の目的達成に必要な助言を行う。
- 3 参与は、会の事業の執行に関する事項について、必要な助言を行う。
- 4 顧問及び参与は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 顧問及び参与の任期は、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第9条 協議会に総会を置く。

- 2 会長は、協議会の目的を推進するために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 3 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(総会)

第10条 総会は、委員等をもって構成し、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 協議会活動に係る基本方針に関すること
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること
  - (3) 予算及び決算に関すること
  - (4) 規約の制定及び改正に関すること
  - (5) その他第2条の目的の達成に必要と認められること
- 2 総会は、会長が必要に応じ招集する。
  - 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
  - 4 総会の議決は、出席委員等の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決定する。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合においては出席したものとみなす。
  - 5 会長が必要と認める場合は、あらかじめ通知した事項に対する委員等による書面評決をもって、総会の議決に代えることができる。
  - 6 会長は、必要があると認められるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で、軽微なものについては、専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、茨城県営業戦略部G7大臣会合推進室内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第13条 協議会の運営に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 協議会の会計年度は、この規約の施行日から解散の日までとする。

(予算及び決算)

第14条 協議会の予算は、総会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(解散)

第15条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

2 協議会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を得て処分する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和5年1月30日から施行する。

付 則

この規約は、令和5年4月 1日から施行する。

## 別表

分野	組織	職
行政	茨城県	知事
	水戸市	市長
	茨城県	副知事
	茨城県警察本部	警備部長
	国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所	事務所長
議会	茨城県議会	議長
	水戸市議会	議長
医療	一般社団法人茨城県医師会	会長
	一般社団法人茨城県病院協会	会長
	一般社団法人茨城県水戸市医師会	会長
おもてなし	公益財団法人茨城県国際交流協会	理事長
	茨城県酒造組合	会長
	茨城県農業協同組合中央会	代表理事会長
	公益財団法人いばらき文化振興財団	理事長
	全国農業協同組合連合会茨城県本部	本部長
	公益財団法人水戸市芸術振興財団	理事長
	公益財団法人水戸市国際交流協会	理事長
	水戸農業協同組合	代表理事組合長
会合テーマ 関連	茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会	会長
	テロ対策茨城パートナーシップ推進会議	事務局長
経済団体等	茨城産業会議	議長
	株式会社常陽銀行	取締役頭取
	株式会社筑波銀行	取締役頭取
	水戸市内原商工会	会長
	一般社団法人水戸市商店会連合会	会長
	水戸市常澄商工会	会長
	水戸商工会議所	会頭
交通	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	会長
	一般社団法人茨城県バス協会	会長
	東日本高速道路株式会社関東支社水戸管理事務所	所長

## 改正案全文

	東日本旅客鉄道株式会社水戸支社	支社長
市民団体	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	会長
宿泊・ 観光	一般社団法人茨城県観光物産協会	会長
	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長
	一般社団法人水戸観光コンベンション協会	会長
大学	茨城大学	学長
	筑波大学	学長
	常磐大学・常磐短期大学	学長

## G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会 収支予算

## 1 収入の部

(単位:千円)

科目	項目	主な内容	予算額
負担金	茨城県負担金	R4年度負担金	10,000
		R5年度負担金	32,500
	水戸市負担金	R4年度負担金	10,000
		R5年度負担金	32,500
合計			85,000

## 2 支出の部

(単位:千円)

科目	項目	主な内容	予算額
事業費	開催支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大臣会合に向けての連絡調整・協力体制の構築</li> <li>・警備体制、危機管理体制及び救急医療体制整備の支援準備</li> <li>・事前広報及び歓迎機運の醸成</li> </ul>	28,877
	おもてなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歓迎行事等での県産食材の提供等</li> <li>・各国大臣・大使館視察等の受け入れ</li> </ul>	27,227
	魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城の魅力発信の企画</li> <li>・国際人財育成、国際交流事業の企画</li> </ul>	28,896
合計			85,000